

平成30年度第2回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会

議事次第

日時：平成30年12月19日（水）9時30分～

場所：農林水産省 第2特別会議室

（本館4階、本467）

1. 開会挨拶
2. 家畜衛生をめぐる情勢
3. OIEに関する一般的な説明
4. 2018年9月のOIEコード委員会の報告書において提示されたコード改正案に係る意見交換
 - (1) 動物衛生サーベイランス
 - (2) アフリカ豚コレラウイルス感染症
 - (3) 豚コレラウイルス感染症
 - (4) 鳥インフルエンザウイルス感染症
 - (5) 狂犬病ウイルス感染症
 - (6) アニマルウェルフェア（採卵鶏生産システム、序論、豚生産システム）
5. その他
 - (1) コード委員会の今後の活動計画

平成 30 年度第 2 回 OIE 連絡協議会 メンバー名簿

1. 通常のメンバー

- (1) 天笠 啓祐 特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表
- (2) 磯部 尚 (公社) 畜産技術協会国際交流部長
- (3) 酒井 健夫 (公社) 日本獣医師会副会長
- (4) 佐々木 一司 全国食肉事業協同組合連合会監事
- (5) 鈴木 悟郎 全国農業協同組合連合会畜産生産部家畜衛生研究所長
- (6) 立花 智 北海道農政部食の安全推進局長
- (7) 田中 智夫 麻布大学獣医学部動物応用科学科教授
- (8) 土屋 耕太郎 (公社) 日本動物用医薬品協会 国際対応委員会委員
- (9) 筒井 俊之 (研) 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門
企画管理部長
- (10) 中島 一敏 大東文化大学スポーツ・健康科学部健康科学科教授
- (11) 蓮尾 隆子 家庭栄養研究会常任顧問

2. 臨時メンバー

- (12) 秋田 正吾 株式会社アキタ代表取締役副社長
- (13) 坂本 修三 坂本産業株式会社代表取締役社長
- (14) 白田 一敏 株式会社ピーピーキューシー専務取締役
- (15) 松木 洋一 日本獣医生命科学大学名誉教授

国際獣疫事務局 (OIE; World Organisation for Animal Health) 及び OIEの基準について

平成30年12月19日
農林水産省
消費・安全局

1

お話しすること

1. OIEとは
2. OIE基準（コードとマニュアル）の概要
3. OIEコードとWTO・SPS協定の関係
4. OIEコードの制定・改廃手続き



2

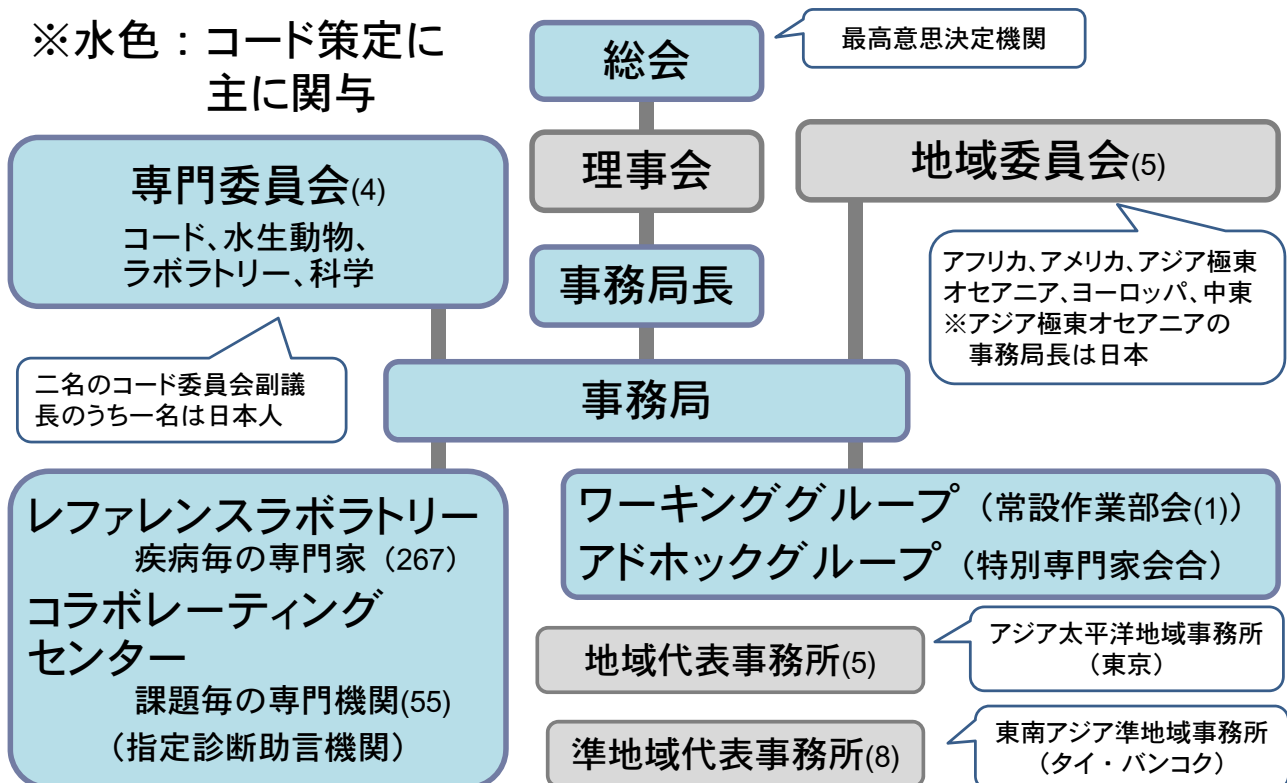
1

1. OIEとは：沿革と目的

- 1924年設立（世界の動物衛生の向上を目的とした政府間機関）
- 182カ国・地域が加盟（2018年5月現在）
- 主な目的
 - － 動物疾病に関する情報の提供
 - － 動物疾病防疫・根絶のための技術支援
 - － 動物・畜産物貿易に関する国際基準の策定
 - － 食品安全の確保、アニマルウェルフェアの向上

3

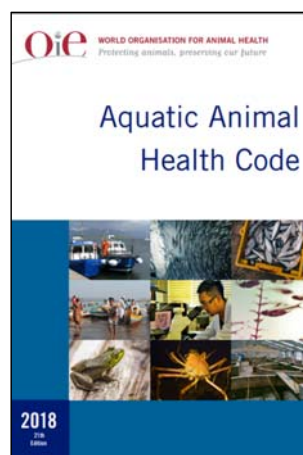
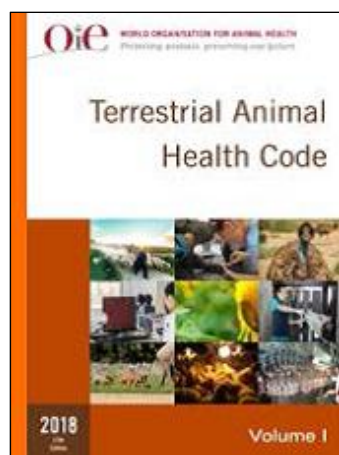
OIEの組織



2

2. OIE基準：① コードの概要

- 動物及び動物製品について、OIE加盟国が貿易その他の衛生措置をとる際の参照事項
- 陸生動物コードと水生動物コードの2種類



5

(例) 陸生動物コード（第1巻：一般規定）

陸生：全147章（2018）

第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報

第2部 リスク分析

第3部 獣医サービスの質

第4部 全般的勧告：疾病の予防及び管理

第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明

第6部 獣医公衆衛生

第7部 アニマルウェルフェア

6

3

(例) 陸生動物コード (第2巻 : 個別疾病)

第8部 複数の動物種に感染する疾病

第9部 ミツバチの疾病

第10部 鳥類の疾病

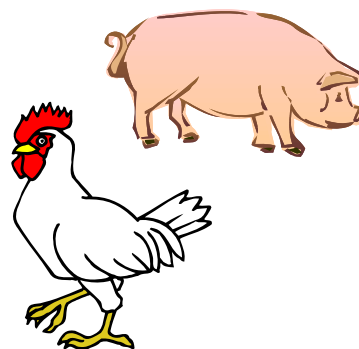
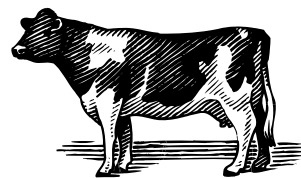
第11部 牛の疾病

第12部 馬の疾病

第13部 兎の疾病

第14部 綿羊と山羊の疾病

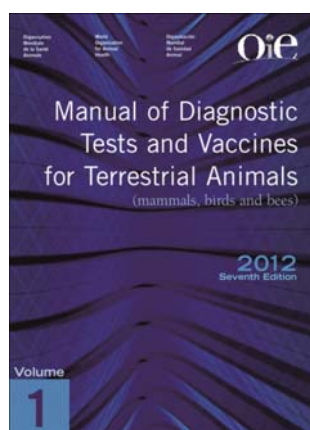
第15部 豚の疾病



7

2. OIE基準 : ② マニュアルの概要

- 疾病の診断方法、ワクチンなどの生物学的製剤の生産・管理要件を規定
- 陸生動物マニュアルと水生動物マニュアルの2種類



8

3. OIEコードとWTO・SPS協定の関係

WTO・SPS（衛生植物検疫措置の適用に関する）協定は人、動物又は植物の生命又は健康を守るための措置を適用する際の権利・義務を規定

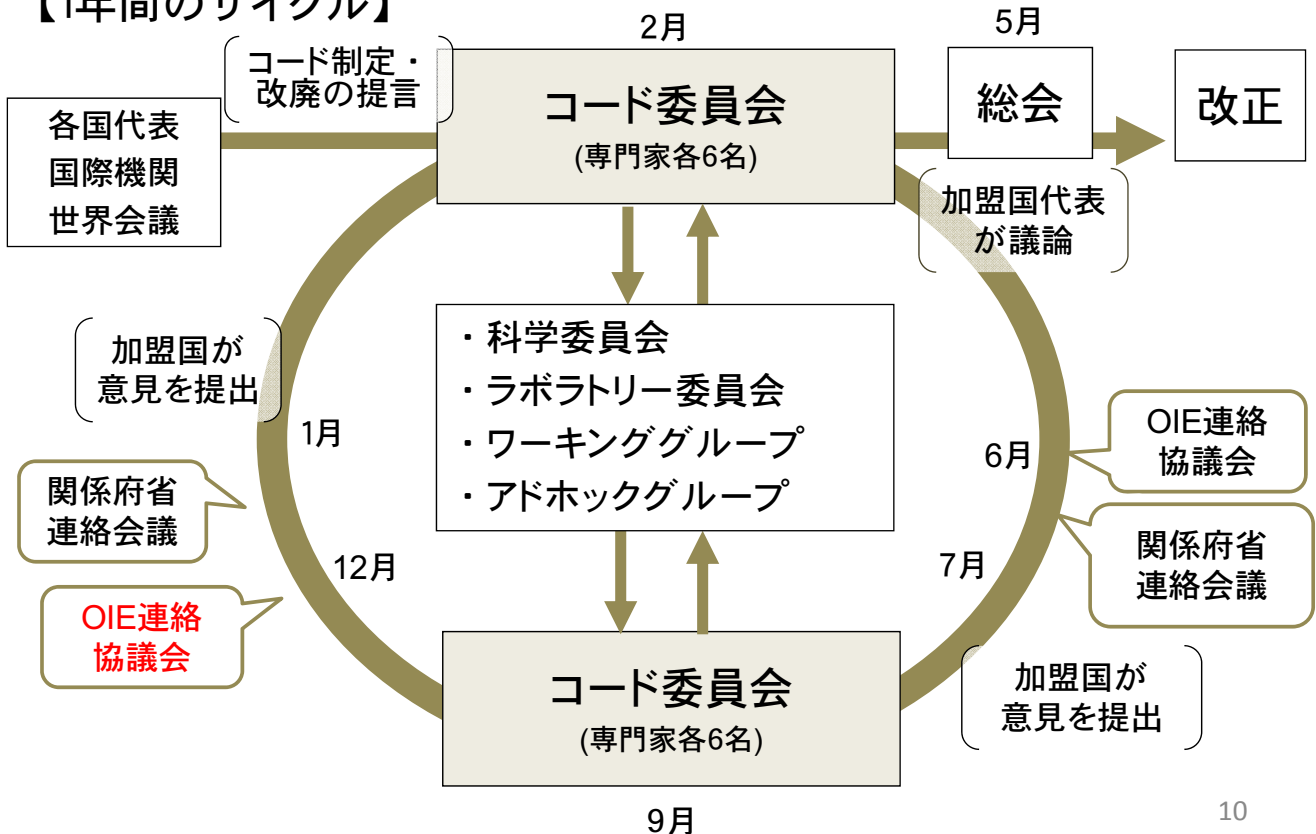
- 加盟国が動物衛生上の措置を講じる場合、国際基準（OIEコード）を基礎とする必要
- 国際基準（OIEコード）より厳しい措置を講ずる場合、リスク評価によってその正当性を証明する必要

（動物衛生（人獣感染症を含む）以外の措置はSPS協定の対象外であるが、SPS協定以外のWTO協定の対象になる可能性がある。）

9

OIEコードの制定・改廃の手続き

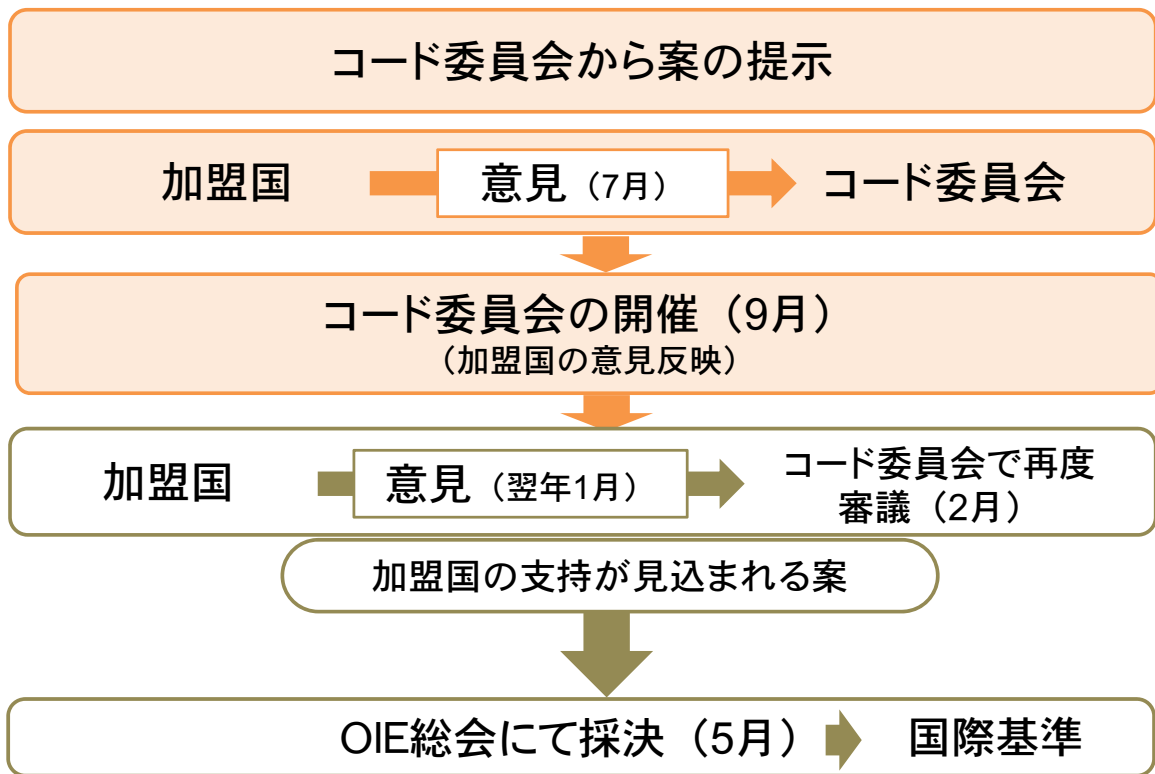
【1年間のサイクル】



10

5

加盟国が提出した意見の取扱い



参考：OIE関係情報 農林水産省ホームページ

農林水産省HP から
→ 組織・政策
→ 消費・安全局の
部局別トップへ
→ 国際的なルール
国際獣疫事務局
(OIE)

農林水産省
English | トップページ | サイトマップ | アクセス | 検索 | 大きく

逆引き要約から探す | 組織別から探す | キーワードから探す | Googleカスタム検索 | 検索

会見・報道・広報 | 政策情報 | 統計情報 | 申請・お問い合わせ | 農林水産省について

ホーム > 消費・安全 > kijun > WTO/SPS協定 > 農林水産省/国際獣疫事務局(OIE)

更新日：平成29年1月17日
担当：消費・安全局消費・安全政策課(国際基準室)

国際獣疫事務局(OIE)

国際獣疫事務局は、1924年に28カ国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関です。動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準の作成等を行っています。

- ▶ OIEの概要
- ▶ OIEコード及びマニュアルの作成・改正プロセス
- ▶ OIEが行う特定疾病の公式認定

新着情報

2017年1月 陸生動物衛生規約改正案に対するコメント(英文) (PDF: 185KB) (相文) (PDF: 415KB) **new!**

2016年7月 陸生動物衛生規約改正案に対するコメント(英文) (PDF: 70KB) (相文) (PDF: 247KB)

または、下記のURLを入力

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie.html>

第1.4章 動物衛生サーベイランス

1

経緯

2016年	コード委員会・科学委員会より第1,4章について、チャプター内及び他のチャプターとの整合性を図る観点から見直しが推奨
2017年6月	アドホックグループで検討
2017年9月	コード委員会で検討(一次修正案提示)
2018年1月	日本からコメント提出
2018年2月	コード委員会で検討(二次修正案提示)
2018年7月	日本からコメント提出
2018年9月	コード委員会で検討(三次修正案提示)

◎2018年2月の提示案では、構成の大きな修正があったが、今回提示案では構成及び内容に大きな修正はない

2

7

改正の主なポイント

【疾病又は感染の清浄性のためのサーベイランス】

今回の改正により、清浄性のためのサーベイランスにおける、「歴史的清浄」の考え方を明確に整理

3

改正の主なポイント

疾病又は感染の清浄性のためのサーベイランス(1.4.6)

- 1 清浄性の立証
- 2 国又は地域の清浄宣言をするための要件
 - a) 前提要件(陸生動物コードの関連章に特記されている場合は除く)
 - i) 感染及び外寄生が通報疾病であること
 - ii) 関連する全ての畜種について早期警戒システムがあること
 - iii) 感染の侵入防止措置が講じられていること
 - iv) 国内又は地域内の野生動物において感染及び外寄生が定着していることが既知ではないこと



4

改正の主なポイント

b) 歴史的清浄

陸生動物コードに特記されていない限り、以下を満たす場合は、病原体に特異的なサーベイランスを実施しなくても清浄とみなすことができる。

i) 少なくとも10年間にわたり、

- 疾病に対するワクチン接種が行われていないこと
- a) に示す前提要件を満たすこと

ii) 病原体が、感受性動物において特定可能な臨床又は病理学的症状を示す性質のものである

iii) 少なくとも25年間発生がない

c) 歴史的清浄が証明されない場合(略)

5

その他の改正点

サーベイランスシステム(1.4.3)

1 サーベイランスシステムの計画

f) 分析の方法論

使用される方法論は、入手可能な最善の情報を基礎とするものとする。また、本章に従っており、完全に文書化されており、可能な場合は科学文献や、専門家の意見等その他の情報源により裏付けされるものとする。高度な数学的又は統計学的分析は、サーベイランスの目的と、野外データの入手可能性とその品質により、正当とみなされる場合に限り実施されることがある。

→数学的、統計学的解析は高品質なデータがない限り実施することはできないことを強調

6

9

主な改正点

早期警戒システム(1.4.5)

早期警戒システムは、

獣医当局の管理下にあり、以下を含むものとする。(概要要約)

- 1) 獣医当局による対象動物群の適切な掌握
- 2) 検査機関
- 3) 獣医師、獣医補助職、家畜所有者等に対する早期発見・通報に関する研修及び啓蒙プログラム
- 4) 獣医師その他関係者による通報の法的義務
- 5) 獣医当局による疫学調査と疑い事例の確定診断
- 6) 獣医当局と関係者の効果的なコミュニケーションシステム
- 7) 国内の命令系統

早期通報システムにおける通報までのステップを明確にするため、「普通ではない動物事象の検出及び評価」を追加することを二度にわたり提案→既に3)に要素が含まれていることから採用されず

論点

今回の改正案は受入可能か。
他の章における記載との不整合は生じないか。

構成

第1条	序論及び目的
第2条	定義
第3条	サーベイランスシステム
第4条	サーベイランスの手法
第5条	早期警戒システム
第6条	感染又は寄生のないことを確認するためのサーベイランス
第7条	疾病管理プログラムとしてのサーベイランス

第15.1章

アフリカ豚コレラ

1

経緯

2014年4月	アドホックグループ会議の開催。ASFのコードを2013年のOIE総会で採択されたCSFのコードに調和させることとなった。
2014年9月	科学委員会で議論。
2015年2月	コード委員会を開催。科学委からのコード案を検討。様式をコードの様式に編集。一次修正案の提示。
2015年7月	日本からコメント提出
2015年9月	コード委員会を開催。二次修正案の提示。
2016年1月	日本からコメント提出。

2

経緯

2016年2月	コード委員会を開催。三次修正案の提示。
2016年7月	日本からコメント提出
2016年9月	コード委員会を開催。四次修正案の提示。
2017年2月	コード委員会を開催。五次修正案の提示。
2017年9月	コード委員会を開催。六次修正案の提示。
2018年1月	日本からコメント提出
2018年2月	コード委員会の開催。七次修正案の提示。
2018年9月	コード委員会の開催。八次修正案の提示。

3

改正の主なポイント①

【野生動物での発生時の物品の輸出】

- 2018年2月、コード委員会は、疾病の清浄ステータスの要件の条に、飼養豚が野生豚から適切に隔離されていることを条件として、野生豚での発生があっても、豚由来物品の輸出に影響はない旨を追加。
- 複数国から削除の意見があり、2018年9月のコード委員会では、本内容は疾病の清浄ステータスに関する内容ではないことから、削除に同意。一方で、コード委員会は、野生豚で発生があっても、一定条件下では家畜豚及び飼養野生豚について清浄といえることを明確にする修正。



野生豚で発生があっても、国又は地域が家畜豚における清浄の要件を満たしていれば、当該国又は地域からの豚由来物品の貿易は安全に行われる

4

改正の主なポイント

ASF清浄国又は地域(15.1.3)

3. 家畜及び飼育野生豚の清浄性

本条第1項※¹又は第2項※²の要件を満たさない国又は地域は、野生化豚又は野生豚におけるアフリカ豚コレラウイルスの感染の症例がある場合を含め、第15.1.2条、特に7)の全基準及び以下が満たされる場合には、家畜及び飼育野生豚類においてASF清浄であるとみなすことができる。

※¹ 歴史的清浄の要件 ※² 全ての豚における清浄の要件

c) 豚由来物品は第15.1.7から第15.1.20に基づいて輸入されている。

家畜及び飼育野生豚に由来する物品は、野生、野生化又はアフリカ野生豚におけるASFVの感染が確認された場合であっても、本章の関連条項に従うことで、家畜及び捕獲飼育野生豚の清浄国から安全に輸出され得る。

5

論点(野生動物での発生時の物品の輸出)

飼養豚及び捕獲豚における清浄の条件は、適切なバイオセキュリティが確保され、飼養豚が野生豚及び野生化豚から隔離されていることとされていることから、野生動物での発生時にあっても適切に分離されていることを条件として、飼養豚及び飼養野生動物に由来する物品の貿易を安全に行うことが可能と考える。

実際の運用においては、「適切な分離」をどのように行うのが重要ではないか。

構成

第1条	序論 (宿主、感染定義、潜伏・感染期間、野生豚等の取扱い)
第2条	清浄性を決定する一般基準 (国、地域又はコンパートメント)
第3条	清浄国又は地域；清浄コンパートメント； 清浄国又は地域内の封じ込め地域の設置
第4条	清浄ステータスの回復
第5～17条	輸入条件
第18～21条	残飯・畜産品のウイルス不活化方法
第22～27条	疾病監視

7

第15.2章

豚コレラ

経緯

2013年5月	OIE認定清浄ステイタスの対象疾病に
2016年6月	アドホック委員会による検討 ・豚コレラの定義 ・精液・受精卵の輸入条件 ・肉・獣毛・たい肥中のCSFVの不活化方法 等
2017年2月	コード委員会で検討。一次修正案の提示。
2017年6月	日本からコメント提出
2017年9月	コード委員会において各国からのコメントをふまえて検討(コメント聴取は実施せず)
2018年9月	コード委員会で検討。二次修正案の提示。

改正の主なポイント

- 感染性期間の追加
- 安全物品の追加
- 清浄ステイタス回復時期について変更

3

改正の主なポイント①

【感染性期間の追加】

- 2017年2月のコード委員会の提案では、
「潜伏期間は2日から14日」であり、
「感染性を有する期間は5日から14日」とし、
「慢性感染の場合、3ヶ月に及ぶことがある」
の文言を削除するよう提案



日本は慢性感染を考慮し上記を明記するようコメント(2017年5月)

「潜伏期間は14日」に変更するとともに、
「感染性期間は最大3ヶ月」を追加（日本のコメント反映）

※感染性期間(Infected period):

感染動物が感染源になり得る最長期間を指す

4

改正の主なポイント①

総則(15.2.1)

陸生コードにおいては、潜伏期間は14日であるものとする。
出生前にCSFVに被爆した豚は、出生時に症状を示さず、生涯を通じて持続的に感染する場合がある。
出生後にCSFVに被爆した豚の感染性期間は最大3ヶ月となる。

5

改正の主なポイント②

【安全物品の追加】

安全物品(15.2.1bis)

※新規追加

- 以下の物品について輸入又は通貨を許可する場合には、獣医当局は輸出国又は地域のCSFのステータスに関わらず、CSFに関連した条件を課さないものとする
 - ・F値3.00以上で処理された密閉容器内の肉
 - ・ゼラチン
- 「他の豚**物品**は本章関連条に従う場合、安全に貿易されることができ」が追加

※F値

昇温から降温まで全ての加熱工程における殺菌効果を121°Cでの殺菌効果に換算した値例) F値4.00→食品の中心温度が121°C、4分間に相当する温度

⇒115°C、13分以上、135°C、20秒以上など

6

18

改正の主なポイント②

総則(15.2.1)

「本章関連条に従う場合には、* 第15.2.2条の規定に従う国からは、当該国が野生又は野生化豚のCSFV感染を報告した場合においても家畜又は野生飼育豚の物品を安全に貿易することができる。」

に変更



「安全物品」の追加に伴い、今回の提案で全て削除

* 第15.2.2条

国、地域又はコンパートメントのCSFステータスの決定に係る一般基準

7

改正の主なポイント③

【清浄ステータスの回復】

- 清浄ステータスの回復時期の条件に関して

「最終症例から3ヶ月後」



「最終症例の処分後 (after the disposal of) 3ヶ月」

◎見直しにより、清浄ステータスの回復時期に係る始点が明確化

8

主な改正ポイント③

清浄ステイタスの回復(15.2.6)

これまで清浄であった国又は地域でCSFが発生した場合には、当該清浄ステイタスは、第15.2.30条によるサーベイランスが、以下の各号のいずれかの時点で実施され、陰性の結果である場合に回復することができる。

- ① ワクチン接種を行わずにスタンピングアウト(殺処分)政策が実行された場合には、最終症例の処分から3ヶ月後
- ② 緊急ワクチン接種を伴うスタンピングアウト政策が実行された場合には、以下の各号のいずれかの時点
 - A) 最終症例又はすべてのワクチン接種動物のと畜から3ヶ月後のいずれか遅い方
 - B) 陸生マニュアル第2.8.3章に従い実証された、ワクチン接種豚と感染豚とを区別する方法がある場合であって、ワクチンの接種を受けた動物がと畜されないときには、最終症例の処分から3ヶ月後
- ③ スタンピングアウト政策が実施されない場合には、第15.2.3条の規定に従うものとする。

当該国又は地域は、提出された証拠が、第1.6.9条の規定に基づき、OIEが受理した場合のみ、CSF清浄ステイタスを回復する。

9

その他のポイント

残飯中のCSFV不活化方法(15.2.22)

残飯中のCSFV不活化のため、以下の各号の方法のいずれかひとつが使用されるものとする。

- 1) 当該残飯は、継続的に攪拌しながら、少なくとも90°Cの温度で、少なくとも60分間維持される。
- 2) 当該残飯は、絶対圧力3気圧下、少なくとも121°Cの温度で、少なくとも10分間維持される。
- 3) 当該残飯はCSFVを不活化させることが証明されている適切な処理を受ける。

10

20

その他のポイント

肉中のCSFVの不活化方法(15.2.23)

肉中のCSFV不活化のため、以下の各号の方法のいずれかひとつが使用されるものとする。

1. 加熱処理

肉は、以下の処理を受けるものとする。

- 当該肉全体が少なくとも30分間最低70°Cの温度に達する加熱処理

11

論点

(残飯中のCSFV不活化方法)

【残飯中のCSFV不活化方法】

今回の改正点ではないが、コードの規定の科学的な根拠を求めていく必要

肉	残飯
70°C、30分以上	90°C、60分以上 継続的に攪拌
	絶対圧力3気圧下で 121°C、10分

12

構成

第1条	総則 (宿主、発生定義、潜伏・感染期間、等)
第2～4条	清浄国、清浄地域及び清浄コンパートメント
第5条	封じ込め地域
第6条	清浄ステイタスの回復、
第6bis～21bis条	輸送・輸入に係る条件
第22～25条	ウイルス不活化方法
第26～32条	サーベイランス

第10.4章

鳥インフルエンザ

1

経緯

2017年2月	コード委員会より鳥インフルエンザ章について見直しが必要として、定義や適切なリスク管理等についての専門家の意見を求めることとされる
2017年12月	G7CVO会合においてコード見直し勧告
2017年12月	アドホック委員会で検討に着手
2018年2月	コード委員会において議論。基本的に賛成の方向が示されるとともに、加盟国からの意見を聴取することとされた
2018年5月	OIE総会において議論
2018年6月	アドホック委員会による検討
2018年9月	コード委員会で検討(一次修正案の提示)

2

改正の主なポイント

- 鳥インフルエンザの定義
- 家きんの定義
- 安全物品
- ワクチン接種
- 潜伏期間
- 清浄ステータス回復までの期間

3

改正の主なポイント①

【鳥インフルエンザの定義】

- OIEは、LPAI発生時の一部の輸入国の対応が、家きん及び家きん由来物品の防疫障壁となっていることから、定義の改正を提案。
- アドホックグループは、HPAIのみを緊急通報の対象とするとともに、LPAIについては、HPAIへの変異の可能性を踏まえ、サーベイランスを実施するとともに、6か月毎の定期報告により発生状況を把握することを提案。

(日本のスタンス)

LPAIはHPAIに変異するリスクがあり、また、ワンヘルスの観点からも、LPAIは緊急通報の対象とすべき。一方、HPAIとLPAIのリスクの違いに応じた対応を取ることは理解。

4

改正の主なポイント①

【鳥インフルエンザの定義】

- 今回初めて提示された改正案では、第10.4章を「高病原性鳥インフルエンザ感染症」の章と見直し。
- LPAIは緊急通報対象とはせず、ステータスの維持にも影響しないことを明記。6か月ごとの定期報告は行う。（ただし、人獣共通の鳥インフルエンザや、疫学的な変化からHPAIへの変異リスクが高いと考えられる場合は緊急通報対象）
- 一方、H5/H7LPAIについては、高病原性に変異しうることを踏まえ、サーベイランスや管理プログラムに含まれなくてはならないことを明記。

5

改正の主なポイント①

総則(10.4.1)

陸生動物コードの目的において、高病原性鳥インフルエンザは、静脈内病原性指数(IVPI)が6週齢鶏において1.2を超える、又は4から8週齢の静脈内感染鶏で少なくとも75パーセントの死亡率を引き起こす、鳥インフルエンザA型ウイルスの家きんへの感染をいう。IVPIが1.2を超えない又は静脈内接種致死試験で75パーセント未満の致死率しかないH5及びH7ウイルスは(以下略)

6

改正の主なポイント①

総則(10.4.1)

本章の目的は、鳥インフルエンザウイルスによる動物及び公衆衛生上のリスクを低減させ、国際的な拡大を防止することである。本章は、リスト疾病であるHPAIに焦点を絞っているが、高病原性に変異する能力があることを踏まえ、H5及びH7LPAIについてもサーベイランス及び管理プログラムに含まれるものとする。本章は、鳥インフルエンザによる臨床症状の発生のみならず、臨床症状を呈さない、鳥インフルエンザウイルス感染についても取り扱う。

7

改正の主なポイント①

総則(10.4.1)

分布、宿主域の突然又は想定外の変動又は発生や病原性、鳥インフルエンザによる有病率や死亡率の増加は、人獣共通感染症の鳥インフルエンザウイルスと同様に、第1.1章に基づき通報の対象となる。

野鳥を含む家きん以外の鳥における高病原性の鳥インフルエンザA型ウイルスの発生は通報対象とする。6か月毎の定期報告にはH5/H7LPAIを含む。

家きん以外の鳥(野鳥を含む)におけるインフルエンザA型ウイルス感染又は家きんにおけるLPAIウイルスに関する通報は、国又は地域の清浄ステータスに影響しない。加盟国は、そのような通報又は家きん以外(野鳥含む)におけるインフルエンザA型ウイルスの存在に関する情報を得たことによる家きん及び家きん製品の輸入停止措置を課さないものとする。

8

改正の主なポイント①

高病原性鳥インフルエンザ清浄国・地域(10.4.3)

国又は地域は、以下によりHPAI清浄とみなすことができる

- 国全体でHPAIが通報性疾病となっていること
- 家きんにおけるH5/H7LPAIの状況を監視するためのサーベイランスが進行中であり、H5/H7LPAIの管理とバイオセキュリティに関する啓発プログラムがあること
- 10.4.1に定義されるHPAIが国又は地域内で過去12か月間発生していないことがサーベイランスにより確認されていること
- 鳥関連物品が10.4.5から10.4.23に従い輸入されていること

サーベイランスは歴史的、地理的要因、産業構造、集団のデータ、最近の発生からの距離、ワクチンの使用に応じて、国の一部や既存のゾーン毎に最適化するものとする。

9

改正の主なポイント①

高病原性鳥インフルエンザの清浄性の証明のためのサーベイランス(10.4.30)

国全体、地域、コンパートメント単位での家きんにおけるHPAI清浄を宣言するためには、加盟国は、効果的なサーベイランスプログラムの証拠を提示するものとする。

サーベイランスプログラムには、バイオセキュリティと、管理措置を最適なものとするために、野鳥におけるHPAIと、家きんにおけるH5/H7LPAIのモニタリングを含むものとする。

10

27

改正の主なポイント②

【家きんの定義】

- 2月のアドホック委員会では、Backyard poultry(裏庭養鶏)と自家消費用の家きんをコードの対象外とすることを提案。

(日本のスタンス)

飼養方法・規模が各国ごとに異なっている中、商用家きんと自家消費用家きんをそれぞれ定義するには、世界の家きんの飼養状況に係る十分な知見に基づく検討が必要であり、拙速な結論を求めることに懸念。

また、自家消費用の家きんでのAI発生が本当に商用家きんにとってリスクが低いと言えるのか疫学的な解析を求める。

11

改正の主なポイント②

【家きんの定義】

- 6月に開催されたアドホック委員会においても、多くの国の家きん産業において、各セクターを明確に区別することは困難であることは認識しつつ、「家きん」の定義から”backyard poultry”を除外することを確認。
- また、「自家消費用」の意味が不明確であると認識。



今回提示された案では、「家きん」の定義から”backyard poultry”を除外し、「もし鳥が一世帯内で飼養され、その生産物が同一の世帯内で消費されるのであれば、それらの鳥はpoultryとみなされない」と明記。

12

改正の主なポイント②

総則(10.4.1)

家きんは、消費するための肉又は卵の生産、その他の商品の生産、繁殖、いかなる目的の闘鶏用の全ての家畜化された鳥を意味する。狩猟の補充用の鳥は家きんとみなされる。もし鳥が一世帯のみで飼養され、その生産物が同じ世帯内で使用された場合は、これらの鳥は家きんとみなされない。

ペット用の鳥や、ショー、レース、展示、品評会のために飼養又は繁殖又は販売される、上記以外の理由で飼育されている動物は、家きんとみなされない。

13

論点(鳥インフルエンザ、家きんの定義)

見直しにより、H5/H7LPAIの発生は緊急通報の対象外となり、LPAIの発生を受けた輸入停止措置は課されないことが明記される。

また、自家消費用のいわゆる「裏庭養鶏」は「家きん」とはみなされず、それら発生は清浄ステータスや家きん及び畜産物の輸入に影響を与えないことが明記される。

LPAIからHPAIへの変異に早期に対応するためには、LPAIの緊急通報は維持しつつ、輸入に関する措置はリスクに基づいて決定すべきではないか。

また、裏庭養鶏を除外するのであれば、各国が、国内の養鶏産業の構造や商用家きんとの接点の有無について十分把握していることが重要ではないか。ワンヘルスの観点からも、慎重な検討が必要ではないか。

14

29

改正の主なポイント③

【安全物品】

- 2月のアドホック委員会においては、HPAI清浄国(LPAIは発生があっても可)に由来する生鮮家きん肉及び卵を安全物品として追加できないか検討。

(日本のスタンス)

日本では、携帯品として持ちこまれた生鮮家きん肉からウイルスが分離されたことがある等、生鮮家きん肉や卵のリスクが低いとする科学的根拠は不十分と考えられることから、生鮮家きん肉及び卵を安全物品とする見直しは受け入れられない。

15

改正の主なポイント③

【安全物品】

- 6月のアドホック委員会において、生鮮鶏肉と卵を安全物品とする見直しを行うためにはリスク評価が実施されるべきという指摘を受入。同時に、他の章との整合を図る目的で不活化された製品についての「安全物品」を追記。



今回提示された案では、HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの生鮮肉や食用卵の輸入に関する勧告は削除されず

16

30

改正の主なポイント③

高病原性鳥インフルエンザ清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に係る勧告(10.4.19)

【生鮮家きん肉】

獣医当局は、全ての積送品が以下の各号を満たす家きんに由来することを示す国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 高病原性鳥インフルエンザ清浄国、地域又はコンパートメントに由来すること
- 2) 家きんの高病原性鳥インフルエンザ清浄の国、地域又はコンパートメントに所在する認可食肉処理場でと畜され、第6.3章に従いと畜前及びと畜後の検査を受け、良好な結果となっていること

17

改正の主なポイント③

安全物品(10.4.1bis)

以下の物品について輸入又は通過を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域の鳥インフルエンザのステータスに関わらず、鳥インフルエンザに関連した条件を課さないものとする

- 1) 密閉容器中でF値3.00以上を満たす加熱家きん肉
- 2) エクストルージョン処理済み乾燥ペットフード又はエクストルージョン処理後に家きん由来材料によるコーティングを行った原料
- 3) レンダリング処理された肉骨粉、血粉、羽毛粉、家きん由来油脂
- 4) 洗浄と蒸気乾燥させた家きん又はその他の鳥の羽毛・ダウン

18

改正の主なポイント④

【ワクチン接種】

- 2月のアドホック委員会では、「ワクチン接種清浄」の 카테고리を作り、ワクチン接種国等の規定をもうけることや、そうした地域に由来する物品の貿易に係る取扱いを定めることを提案。

(日本のスタンス)

ワクチンの使用目的や、サーベイランスの義務を明確化することは支持。予防的なワクチン接種については、ワクチンを接種していない場合と比較しても遜色のないレベルでのサーベイランス、野外ウイルス感染抗体との識別が必要。

また、ワクチン接種地域からの生鮮家きん肉の輸入に当たっても、野外感染がないことを確実に証明することが必要。

19

改正の主なポイント④

【ワクチン接種】

6月に開催されたアドホック委員会では、以下について検討

- ワクチンは感染に対する感受性を低下させ、感染が起こった場合はウイルスの排泄を減らすことから、HPAIの適切な予防又は管理手段となりうるとの見解。
- HPAIがエンデミックとなっている国におけるHPAIコントロールを支援するため、ワクチン接種の目的とステータスへの影響を明記すべき。
- 輸出国がワクチン接種を行っている場合は、ワクチンに関する情報や、感染のないことの証拠を輸入国に示す必要があることを認識。



今回提示された案では、「ワクチン接種清浄」の カテゴリーは作成されていないが、ワクチン接種の目的や、ステータスへの影響、サーベイランスの義務を明記

20

改正の主なポイント④

総論(10.4.1)

- 家きんに対する高病原性鳥インフルエンザワクチンの接種は特定の条件下において、陸生マニュアルの基準を満たすワクチンであった場合は、清浄ステータスに影響することなく、その接種を推奨されることがある。
- ワクチン接種は、スタンピングアウトのみでは十分有効でない場合に使用できる、効果的な、補完的管理手段である。
- ワクチン接種するか否かは、獣医当局による適切なワクチン接種戦略の遂行能力と、鳥インフルエンザの状況に応じて獣医当局により決定される。

21

改正の主なポイント④

高病原性鳥インフルエンザ清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に係る勧告(10.4.5)

【生きた家きん(初生ひな以外)】

獣医当局は、獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該家きんが、発送日に鳥インフルエンザの臨床症状を呈していなかったこと。
- 2) a) 当該家きんが、高病原性鳥インフルエンザ清浄国、地域又はコンパートメント由来であること
b) 当該家きんが、いかなるH5/H7鳥インフルエンザA型ウイルスの感染もない群に由来すること
- 3) 略

家きんが鳥インフルエンザワクチンを接種されている場合、使用されたワクチンの性質や接種日が国際動物衛生証明書に言及されるものとする。

22

33

改正の主なポイント④

高病原性鳥インフルエンザ清浄性の立証のためのサーベイランス (10.4.30)

【ワクチン接種を行っている国、地域、コンパートメントへの追加要件】

全てのワクチン接種群においては、ウイルス循環のないことを確認するためのウイルス学的、血清学的検査を実施するものとする。おとり鳥の利用はウイルス循環のないことの確度の向上に寄与する。検査は、国、地域、コンパートメントのリスクに応じて、少なくとも6か月毎か、更に短い間隔で繰り返される。

ワクチンプログラムの効果を証明する証拠も提示されるものとする。

ワクチン接種群におけるHPAI清浄を証明する場合には、陸生動物マニュアルの2.3.4のC4(「ワクチン接種群又はワクチン接種個体における感染摘発のためのサーベイランス方法」)に従う。

23

論点(ワクチン接種)

見直しでは、ワクチンの使用目的(スタンピングアウトが十分有効でない場合の補完的な使用)や、ワクチン接種国が清浄ステータスを宣言する場合のサーベイランスについて明記されているが、「ワクチン接種清浄カテゴリー」の設定は見送られている。

引き続き、HPAIのコントロールにおけるワクチン接種の国際的な位置づけに関する議論について注視していく必要。

24

改正の主なポイント⑤

【潜伏期間】

- 現行の潜伏期間である21日間は不要にリスク回避的となっていること、個体レベルでの潜伏期間と群 (flock) レベルでの潜伏期間は異なり、鶏に関する疫学ユニットは一般的に「群 (flock)」であることを認識。
- 2007年に発表された研究でHPAIの群単位での潜伏期間は14日となっているほか、教科書的にも群単位の潜伏期間は14日間とされている



HPAIの群単位での潜伏期間を14日間に変更

25

改正の主なポイント⑤

総論(10.4.1)

~~陸生コードの目的において、鳥インフルエンザの潜伏期間は21日とする~~



HPAIの群単位の潜伏期間は14日とする

26

35

改正の主なポイント⑥

【清浄ステータスの回復】

- アドホック委員会は、清浄国または地域において発生があった場合の清浄ステータスの回復要件として、従来スタンピングアウト完了後3か月から28日間に変更
- コード委員会は、3か月より短くすること伴うサーベイランス要件について専門家に照会



サーベイランスを実施し、感染のないことを示すことを要件に、スタンピングアウト完了後最短で28日間でステータスを回復するよう変更

27

改正の主なポイント⑥

清浄ステータスの回復 (10.4.3quater)

清浄国に又は地域に於いて家きんにおける感染があった場合、スタンピングアウト措置が完了してから少なくとも28日間が経過し、10.4.27から10.4.33、特に10.4.30の3)に基づくサーベイランスがその間に実施され、感染のないことが証明された場合は、清浄ステータスを再取得することができる。

スタンピングアウト政策が取られない場合は10.4.3が適用される

28

論点(潜伏期間及び清浄ステータス回復までの期間)

今回の見直しでは、HPAIの群単位の潜伏期間を14日間と定義するとともに、清浄国において発生があった場合の清浄ステータス回復までの最短の期間を、従来のスタンピングアウト完了後3か月間から28日間に変更。(ただし、サーベイランスにより感染がないことを確認した場合に限る)

この見直しにより、世界におけるHPAIの発生及び拡大のリスクが増加したり、家きんや畜産物の貿易における安全が損なわれることのないよう、見直しの科学的根拠を求める必要。

29

構成

第1条、第1条bis	序論
第3条、 第3条bis 第3条ter 第3条quarter	HPAI清浄地域又は国 HPAI清浄コンパートメント HPAI清浄地域又は国内への封じ込め地域 清浄ステータスの回復
第5条、6条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告(生きた鳥)、家きん以外の生きた鳥の輸入に関する勧告
第8条、9条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告(初生ひな)、家きん以外の初生ひなの輸入に関する勧告
第11条、12条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告(家きんの種卵)、家きん以外の種卵の輸入に関する勧告

30

構成

第14条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告(食用卵)
第15条	家きん卵由来製品の輸入に関する勧告
第17条、18条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告(家きん精液)、家きん以外の鳥の精液の輸入に関する勧告
第19条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告(生鮮家きん肉)
第20条	家きん肉製品の輸入に関する勧告
第21条	10.4.1bisに記載されていない家きん製品のうち、飼料、農業用、興業用に使用されるものに関する勧告
第22条	10.4.1bisに記載されていない羽毛とダウンの輸入に関する勧告

31

構成

第23条	家きん以外の鳥の羽毛及びダウンの輸入に関する勧告
第25条	卵及び卵製品におけるHPAIウイルスの不活化手順
第26条	肉におけるHPAIウイルス不活化手順
第26条bis	科学的検体、皮、冠におけるHPAIウイルス不活化手順
第27条	HPAIサーベイランス序論
第28条	HPAIの早期警戒のためのサーベイランス
第30条	HPAI清浄性の証明のためのサーベイランス
第30条bis	野鳥群のサーベイランス
第30条ter	家きん群におけるH5/H7LPAIモニタリング
第32条	鳥インフルエンザ清浄施設のサーベイランス

32

第8.14章

狂犬病

1

経緯

2015年12月	狂犬病世界会議において、2030年までの犬由来の狂犬病ゼロに向けた世界戦略のフレームワークが発表され、コードの見直しが提言。狂犬病章の見直し提言
2016年5月	第84回総会において狂犬病章の見直しの開始を承認
2017年11月	アドホックグループによる検討
2018年2月	コード委員会の開催。一次修正案の提示
2018年7月	一次案へのコメント提出
2018年9月	コード委員会の開催。二次修正案の提示

2

改正の主なポイント①

【狂犬病清浄国又は地域の考え方】

- 前回提示案では、「狂犬病清浄国又は地域の要件から「過去6か月食肉目又は翼手目の輸入症例が、動物検疫所以外では確認されていないこと」を削除する提案あり

(日本のスタンス)

当該記載が削除されると、「過去2年間在来性の狂犬病が確認されていないこと」のみが条件となり、輸入動物を原因とする国内イヌ科動物における狂犬病の発生があったとしても、在来性の狂犬病とはみなさらず、結果的に清浄ステータスが維持されることとなる。従って削除は認められない。



今回提示案では、日本のコメントを反映し、当該規定が復活

3

改正の主なポイント①

狂犬病清浄国又は地域(8.14.2)

国又は地域は以下を満たす場合に狂犬病について清浄とみなすことができる

(中略)

- e) 過去24か月間、在来性の狂犬病の発生が確認されていない
- f) 動物検疫所外で輸入症例が確認された場合は、疫学調査により、続発の可能性が除外されていること

改正の主なポイント②

【イヌ由来狂犬病清浄国又は地域の定義】

- 前回提示案において、イヌ由来狂犬病を新たに定義し、イヌ由来狂犬病ウイルス清浄国又は地域の要件を規定

(日本のスタンス)

「イヌ由来狂犬病」対象動物を明確にすべき。イヌ群での狂犬病がその地域で存在する限り、野生動物における狂犬病発生はイヌ由来狂犬病とすべきではないか。



今回提示案において、イヌ由来狂犬病はイヌ群 (dog population) 内で維持されるものを指すことが明記

5

改正の主なポイント②

総則(8.14.1)

イヌ群 (Canis familiaris) で、疫学調査により他のレゼルボア動物から独立して保持されてきたことが確認されたウイルスによる感染をイヌ由来狂犬病と定義する。

イヌ由来狂犬病清浄国又は地域(8.14.2ter)

国または地域は、以下の各号の条件を満たす場合、イヌ由来狂犬病がないとみなすことができる。

- a) イヌ由来狂犬病が国全体で通報対象疾病とされており、疫学的状況又は関連事象のいかなる変化も報告。
- b) 早期通報システムを最低限の条件とする サーベイランスシステムを過去24か月間実施。
- c) 予防及び管理のための規制措置をコードに沿って実施。⁶

改正の主なポイント②

- d) 過去24か月間、在来性のイヌ由来狂犬病ウイルス感染の症例が、確認されていない。
- e) 第7.7章と整合したイヌ群管理プログラムが実施・維持されている

2)以下の事項は狂犬病のステータスに影響を与えない。

- 予防的ワクチン接種
- 野生動物における狂犬病ウイルスの存在
- 人の狂犬病の輸入症例

7

改正の主なポイント③

【狂犬病汚染国からの輸入に係るワクチンの抗体検査】

- 現行の要件では、抗体検査の結果は12か月間有効であり、また発送まで3か月間の待機を必要としている。
- 前回提示案においては、最新の知見に基づき、この待機期間を1か月に短縮する案が提示（「発送前1か月を超えて12か月未満の間に抗体検査を受けること」）

今回提示案においては、「12か月以内にワクチン接種されていること」「抗体検査は、ワクチン接種後1か月を超えて12か月以内に実施すること」に変更

8

改正の主なポイント③

狂犬病汚染国又は地域からのイヌ、ネコ及びフェレットの輸入に関する勧告(8.14.5)

3) 以下の各号のいずれかを満たすこと

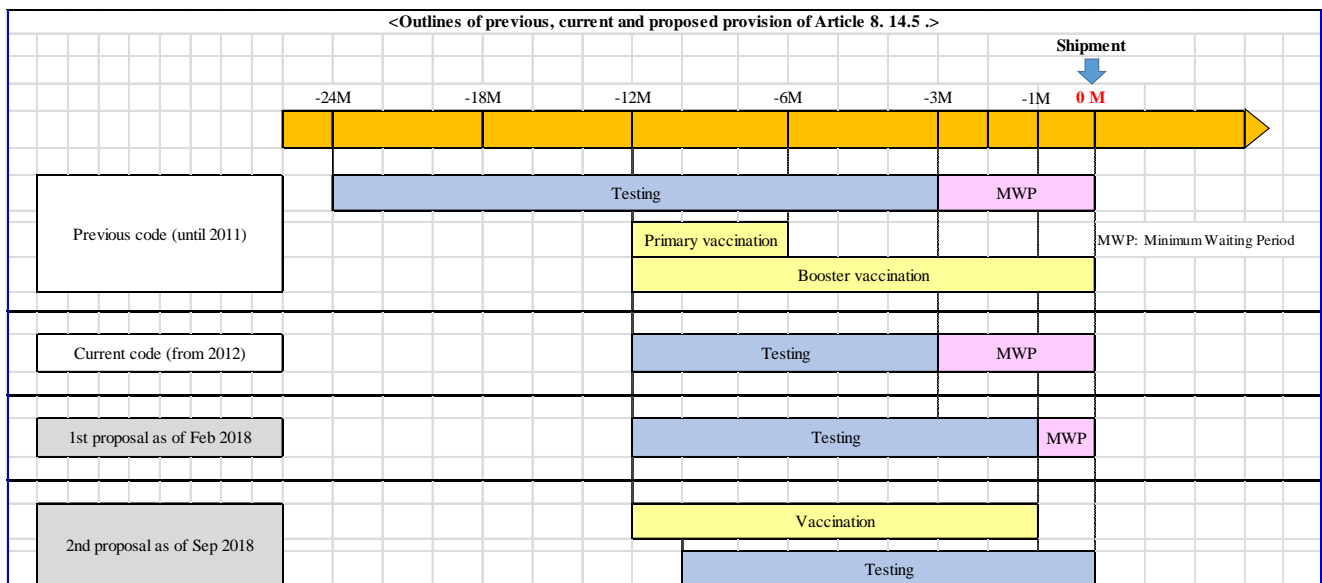
a) 陸生マニュアルに従って製造されたワクチンを、製造業者の推奨方法に従い、発送前の12か月以内に接種又は再接種していること。最終の接種から1か月以上12か月以内に陸生マニュアルに規定される抗体価検査を受けて、少なくとも0.5IU/mlの陽性であったこと

又は

b) 輸出前6か月間動物検疫所で飼養されていたこと

9

論点(輸入時の抗体検査)



今回の変更の目的や理由について説明を求める必要

10

その他の主なポイント

イヌ由来狂犬病のOIE認定公的管理計画(8.14.8)

- 加盟国によるイヌ由来狂犬病の状況を着実に改善し、最終的にイヌ由来狂犬病についての清浄宣言をすることを目的とした「イヌ由来狂犬病のOIE認定公的管理計画」を規定
- 加盟国は、自主的に、OIEに公的管理計画の認定を申請
- 公的管理計画の認定に必要な要件については、今後陸生動物コードの第一部に別途規定される予定

11

その他の主なポイント

狂犬病汚染国又は地域からのその他の食肉目動物及び翼手目動物の輸入に関する勧告(8.14.6)

- 2) 発送前少なくとも12か月間狂犬病の発生がない飼育施設で、その他の感受性動物から隔離された状態で、発送前少なくとも6か月間飼育されていたこと
→前回の日本コメントを受けて修正

12

その他の主な変更点

サーベイランス(8.14.9)

サーベイランスの目的において、疑い事例とは、行動の変容と10日以内の死亡又は流涎、麻痺、無気力、通常とは異なる攻撃性、通常とは異なる鳴き声のいずれか一つ以上の臨床症状を呈したものをいう。

臨床サーベイランスは狂犬病サーベイランスの重要な要素であり疑い事例を発見する上で不可欠である。(中略)死亡した動物(特に食肉目とコウモリ)は狂犬病サーベイランスにおける重要な情報源であり、臨床サーベイランスの一部とされなくてはならない。

→いずれも疾病の特性を踏まえた修正

13

構成

第1条	総則
第2条 第2条bis 第2条ter	狂犬病清浄国又は地域 狂犬病感染国又は地域 イヌ由来狂犬病清浄国又は地域
第3条	家畜及び飼育野生動物の狂犬病清浄国 又は地域からの輸入に関する勧告
第4条	野生及び野生化した哺乳類の狂犬病清浄 国又は地域からの輸入に関する勧告
第5条	狂犬病汚染国又は地域からのイヌ、ネコ及 びフェレットの輸入に関する勧告

14

構成

第6条	狂犬病汚染国又は地域からのその他の食肉目動物及び翼手目動物の輸入に関する勧告
第7条	狂犬病汚染国又は地域からの感受性実験動物の輸入に関する勧告
第8条	イヌ由来狂犬病のOIE認定公的管理計画
第9条	サーベイランス
第10条	他の組織との協力

第7.2章

アニマルウェルフェアと 採卵鶏生産システム

1

経緯

2016年11月～	アドホックグループが採卵鶏のコード一次案を作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の動物(ブロイラー等)のコード案を参考にする。 ・ 科学に基づく。 ・ ウェルフェアの評価には、動物の状態に基づく測定指標を使用する。
2017年9月～	コード委員会の開催。新規案を提示。
2018年1月	加盟国等(日本を含む)がコメントを提出。
2018年3月～	加盟国等からのコメントを基に二次案をアドホックグループで作成。
2018年9月～	コード委員会の開催。二次案を提示。

2

構成

第1条	定義
第2条	適用範囲 ・ 対象の説明 ・ 生産システム(屋内型、屋外型)の説明
第3条	ウェルフェアを評価するための基準・測定指標の説明
第4条～第29条	勧告 (勧告ごとに、第3条で示される基準・測定指標のうち関連するものが列記されている)

3

二次案の主なポイント

定義や測定指標が整理されたほか、勧告についても追記または変更

(勧告の二次案の主なポイント)

- ・ 営巣の区域
- ・ 止まり木
- ・ 換羽
- ・ 痛みを伴う処置
- ・ 緊急時計画
- ・ 検査・取扱い

4

定義

※赤字は一次案からの変更点

採卵鶏(雌鶏)とは

人の消費用の卵の商用生産を目的として飼育されている、性成熟した雌の鳥。~~村落又は裏庭の群れで飼育されているものは除く。~~種鶏は除く。

「定義」から「適用範囲」
に移動

採卵若雌鶏(若雌鶏)とは

商用採卵鶏生産を目的として、孵化から性的成熟の開始まで飼育されている雌の鳥。

5

若雌鶏または雌鶏のウェルフェアの基準・測定指標

結果に基づく測定指標、特に動物の状態に基づく指標を用いて評価するものとする。

- 行動(砂浴び、恐怖行動、採餌・飲水、ついでみ、羽つつき、巣作り、止まり、休息及び睡眠等)
- 体型、目、趾、羽の状態
- 疾病、感染、代謝異常、外部寄生虫
- 損傷率、重症度
- 死亡率、淘汰率、罹病率
- 生産成績
- 水及び飼料の摂取

6

測定指標(趾の問題)

- 角化症、趾りゅう症、過剰な爪の発育、損傷した爪、つま先の怪我は、不適切な床、不十分なデザインの止まり木、不十分な管理の敷料に関連する痛みを伴う状態である。
- 接触性皮膚炎は、濡れた敷料、糞尿又は濡れた床面に長期間接触した皮膚表面に影響する。

7

勧告

- ・施設の場所、デザイン、構造、設備
- ・鳥と舎飼い、生産システムの調和
- ・空間的ゆとり
- ・栄養
- ・床
- ・砂浴びの区域
- ・ついばみの区域
- ・営巣の区域
- ・止まり木
- ・屋外区域
- ・温度環境
- ・空気の性状
- ・照明
- ・騒音
- ・有害な羽つつき、共食いの予防・管理
- ・換羽
- ・痛みを伴う処置
- ・動物健康管理、予防的投薬、獣医学的処置
- ・バイオセキュリティ
- ・個々の鳥・群れの人道的殺処分
- ・若雌鶏・採卵鶏施設における間引き
- ・緊急時計画
- ・職員の適性
- ・検査、取扱い
- ・捕食動物からの保護

注:各勧告ごとに動物の状態に基づく測定指標が示されている。

8

営巣の区域

- 営巣の区域は備えられるものとしを設ける場合は、適切な材料で造られ、営巣を促すように設計・配置され、過度な競争を防ぎ、被害・損傷を生じないものとする。
- 営巣の区域は、検査、清掃及び維持管理消毒が容易であるものとする。

9

止まり木

- 止まり木は備えられるものとしを設ける場合は、適切な材料で造られ、全ての若雌鶏と雌鶏に止まりを促すように設計され、高さがあり、配置され、損傷等を防ぎ、止まっている間は鳥の安定を維持するものとする。
- 止まり木は、清掃・維持管理消毒が容易で、糞便による汚染を最小限にするものとする。

10

換羽

- よく管理されない場合は、誘導換羽はアニマルウェルフェアの問題となりうる。
- 誘導換羽を行う場合、断餌を伴わない技術を使う。
- 雌鶏が常に照明と水にアクセスできるようにする。
- 良好な体型で健康な雌鳥のみ行う。
- 体重の減少が雌鳥のウェルフェアを損なうべきではない。
- 換羽中の死亡鶏数率及び淘汰率の合計が、通常の群れの死亡鶏数率と淘汰率の変動を超えるべきではない。

11

痛みを伴う処置

- 痛みを伴う処置(断嘴の処置等)は、絶対的に必要な場合を除いて行われるべきではない。
- 成長後の断嘴は慢性的な痛みを生じることがある。
- 痛みのない代替法が支持されるものとするが望ましい。
- 予防的な断嘴の処置が必要な場合は、可能な限り若齢の時に、訓練を受けた熟練者によって、痛みを最小限に抑え、出血を抑制する方法を用いて、必要最小限の量の嘴を取り除くよう注意を払う。
- 有害な羽つつきや共食いのコントロールに失敗した場合、治療的な嘴の処置は最終的な手段として考慮される。

12

緊急時計画

- 若雌鶏・雌鶏の生産者は、自然災害、疾病の発生、機械設備の故障の影響を最小限に抑え、緩和するための緊急時計画を有するものとする。
- 計画には防火計画を含める。関連する場合には、不具合を発見するための安全警報装置の設置・維持管理・試験、予備発電装置、適切な飼料備蓄等を含める。

13

検査・取扱い

- 若雌鶏・雌鶏の施設・設備は、少なくとも毎日検査される。
- 検査の主な目的：
 - ①病気又は損傷した鳥の確認、治療・淘汰
 - ②死亡した鳥を取り除くこと
 - ③ウェルフェア又は健康上の問題の発見・改善
 - ④設備等の不具合の発見・改善
- 検査は若雌鶏・雌鶏を不必要に混乱させない。
- 若雌鶏・雌鶏の運ばれる距離は最小にする。
- 適切に取り扱われない場合、採卵鶏は骨折する傾向あり。

14

論点

二次案の内容は、科学に基づいた、加盟国がそれぞれの状況に合わせて実施できるような柔軟性のある内容になっているか。

- 営巣の区域
- 止まり木
- 換羽
- 痛みを伴う処置
- 緊急時計画
- 検査・取扱い

15

その他のコード改正案

第7.1.4条

アニマルウェルフェアを
評価するための測定指標の
使用の指導原則

16

54

測定指標

5. 基準のユーザーは、基準で列挙されている動物の状態に基づく測定指標のうち、生産のシステム又は環境にとって最も適切なものを選択するものとする。成果は、飼育施設、輸送又はと畜場からのデータを使って、個別の動物又は動物群又はそれらの代表的なサンプルを評価することによって測定することができる。ユーザーを指導するため、担当当局は目標値を設定するために使うことができる全ての関連データを収集するものとする。

17

その他のコード改正案

第7.13章 アニマルウェルフェアと 豚生産システム

18

55

空気の性状

- 空気の良い性状及び換気は、豚のウェルフェア・衛生上重要である。
- 空気の性状は、舎飼型の管理及び畜舎設計に強く影響される。空気の組成は、動物の飼養密度、豚の体格、床、敷料、ふん尿の管理、畜舎設計及び換気システムに影響される。
- 乾燥のない、適切な換気は重要である。非開放型畜舎内のアンモニア濃度は、25ppmを超えないものとする。
- 動物の状態に基づく基準（又は測定指標）：罹病率、死亡率及び淘汰率、外観（鼻又は目からの分泌物）、行動（とりわけ呼吸数、咳及び尾の噛みつき）、体重及び体型の減少

19

コード委員会の 今後の活動計画

1

新規章の策定が検討されている案件

【第4章 疾病コントロール】

- ・バイオセキュリティ
- ・ゾーニングの適用

→いずれも予備検討中

【第6章 獣医公衆衛生】

- ・産業動物におけるシガトキシン産生性大腸菌
- 予備検討中。

FAO/WHO専門家に意見照会

2

改正作業中の主な案件

【第3.1章 獣医サービス】

【第3.2章 獣医サービスの評価】

- PVS評価におけるAMRと獣医臨床サービスの評価項目についてアドホックグループで検討
→来年2月のコード委員会で検討予定

3

改正作業中の主な案件

【第4.3章 ゾーニングとコンパートメント】

- 引き続き、コード委員会及び科学委員会においてtemporary protection zoneの扱いについて検討
- また、ゾーンの種類毎の活動内容についての指針を作成することについても検討中

4

改正作業中の主な案件

【第11.4章 BSE】

- 2015年以降、SRMやサーベイランスに関し、アドホックグループでの検討が継続中

【第8.8章 口蹄疫】

- 第4.3章のtemporary containment zoneの議論の決着を待って改正案を加盟国に提示するとされている